# ビジネスコミュファ光電話サービス契約約款

（ビジネスコミュファプロ　光電話サービス）

２０２６年７月１日

中部テレコミュニケーション株式会社

目　次

第１章　総則
　　第１条（約款の適用）
　　第２条（約款の変更）
　　第３条（用語の定義）
　　第４条（外国における取扱制限）

第２章　ビジネスコミュファ光電話サービスの種類等
　　第５条（ビジネスコミュファ光電話サービスの種類）

第３章　ビジネスコミュファ光電話サービスの提供区域等
　　第６条（ビジネスコミュファ光電話サービスの提供区域）

第４章　契約
　　第７条（契約の単位）
　　第８条（ビジネスコミュファ光電話契約申込を行うことができる者の条件）
　　第９条（ビジネスコミュファ光電話契約申込の方法）
　　第１０条（ビジネスコミュファ光電話契約申込の承諾）
　　第１１条（IP利用回線の終端）
　　第１２条（ビジネスコミュファ光電話サービス利用権の譲渡の禁止）
　　第１３条（契約者が行うビジネスコミュファ光電話契約の解除）
　　第１４条（当社が行うビジネスコミュファ光電話契約の解除）
　　第１４条の２（破産等によるビジネスコミュファ光電話契約の解除）
　　第１５条（ビジネスコミュファ光電話契約の変更）
　　第１６条（通信チャネル）
　　第１７条（ビジネスコミュファ光電話サービスの提供開始日）
　　第１８条（固定通信番号）
　　第１８条の２（固定通信番号の変更）
　　第１９条（その他の提供条件）

第５章　付加機能
　　第２０条（付加機能の提供）
　　第２０条の２（付加機能における電気通信番号）
　　第２１条（付加機能の利用の一時中断）
　　第２２条（付加機能の廃止）

第６章　端末設備の提供等
　　第２３条（端末設備の提供）
　　第２４条（端末設備の利用の一時中断）
　　第２５条（端末設備の利用の中止）

第７章　利用中止及び利用停止
　　第２６条（利用中止）
　　第２７条（利用停止）

第８章　通信
　第１節　音声通信の種類等
　　第２８条（音声通信の種類）
　　第２９条（音声通信の品質）

第３０条（相互接続音声通信）
第２節　通信利用の制限
第３１条（音声通信利用等の制限）
第３２条（通信時間等の制限）
第３３条（外国における取扱制限）
第３４条（国際通信の利用制限）
第３節　通信時間の測定等
第３５条（通信時間の測定等）
第３６条（通信明細の記録）
第４節　当社の契約約款等による制約
第３７条（当社の契約約款等による制約）
第５節　発信音声通信番号通知
第３８条（発信固定通信番号通知）

第９章　料金等
第１節　料金及び工事に関する費用
第３９条（料金及び工事に関する費用）
第２節　料金等の支払義務
第４０条（基本料金の支払義務）
第４１条（通信料金の支払義務）
第４２条（工事費の支払義務）
第４３条（電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払義務）
第４４条　削除
第４４条の２（手続きに関する料金の支払義務）
第４５条（債権の譲渡）
第３節　料金の計算方法等
第４６条（料金の計算方法等）
第４節　割増金及び遅延損害金
第４７条（割増金）
第４８条（遅延損害金）
第５節　相互接続音声通信の料金の取扱い等
第４９条（相互接続音声通信の料金の取扱い等）
第４９条の２（協定事業者が定める相互接続音声通信の料金等の滞納措置）
第４９条の３（協定事業者に係る債権の譲受等）

第１０章　保守
第５０条（契約者の維持責任）
第５１条（契約者の切分責任）
第５２条（修理又は復旧の順位）

第１１章　損害賠償
第５３条（責任の制限）
第５４条（免責）

第１２章　雑則
第５５条（承諾の限界）
第５６条（他の電気通信事業者との利用契約の締結）
第５７条（協定事業者の電気通信サービスに関する料金の回収代行）
第５８条（利用に係る契約者の義務）
第５８条の２（契約者以外の者の利用に係る義務）

第５９条（契約者からの電気通信設備の設置場所の提供等）
第６０条（端末設備の返却）
第６１条（工事のための端末設備等の持込み）
第６２条（契約者の氏名等の通知等）
第６３条（協定事業者からの通知）
第６４条（番号ポータビリティ）
第６５条削除
第６６条（電話番号案内）
第６７条（番号情報の提供）
第６８条（相互接続番号案内）
第６９条（相互接続番号案内料金の支払義務）
第７０条（電報サービスの利用）
第７１条（時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス）
第７２条（契約者に係る情報の利用）
第７３条（法令に規定する事項）
第７４条（閲覧）

別記
１ ビジネスコミュファ光電話サービスの提供区間
２ 契約者の地位の承継
３ 契約者の氏名等の変更
４ 新聞社等の基準
５ 自営端末設備の接続
６ 自営端末設備に異常がある場合等の検査
７ 自営電気通信設備の接続
８ 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
９ 当社の維持責任
１０ 契約者の禁止行為
１１ 音声通信が利用できない通信の相手先
１２ 削除
１３ 削除
１４ 削除
１５ 削除
１６ 技術資料の項目
１７ 他の電気通信事業者との利用規約の締結

料金表
通則
第１表 料金
第２表 工事に関する費用
第３表 削除
第４表 手続きに関する料金

附則

## 第１章　総則

（約款の適用）

第１条　中部テレコミュニケーション株式会社（以下「当社」といいます。）は、このビジネスコミュファ光電話サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりビジネスコミュファ光電話サービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、光電話サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

（約款の変更）

第２条　当社は、民法の定めに従い、契約者の承諾を得ることなく、この約款を変更することがあります。この場合、当社は、変更後のこの約款及びその効力発生時期を、本サービスに係る Web サイト又は当社の運営するホームページに掲載して周知するものとします。また改定されたこの約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件は変更後の約款によります。

２　当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 22 条の２の３第２項第１号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します。

（用語の定義）

第３条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|---|---|
| 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備 |
| 電気通信サービス | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること |
| 音声通信 | インターネットプロトコルにより音響（映像情報通信により伝送交換される音響を除きます。）を伝送交換する通信 |
| ビジネスコミュファ光電話網 | 主として音声通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。） |
| ビジネスコミュファ光電話サービス | ビジネスコミュファ光電話網を使用して行う電気通信サービス |
| サービス取扱局 | 電気通信設備を設置し、それによりビジネスコミュファ光電話サービスを提供する当社の事業所 |
| サービス取扱所 | ビジネスコミュファ光電話サービスの契約事務を行う当社の事務所 |
| 相互接続点 | 当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号。以下「事業法」といいます。）第９条の登録を受けた者又は事業法第１６条第１項の届出をしたものをいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第３３条第９項若しくは同条第１０項又は第３４条第４項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点 |
| 協定事業者 | 当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者 |
| ビジネスコミュファ光電話契約 | 当社からビジネスコミュファ光電話サービスの提供を受けるための契約 |
| ビジネスコミュファ光電話申込 | ビジネスコミュファ光電話サービス契約の申込み |

| | |
|---|---|
| 申込者 | ビジネスコミュファ光電話サービス契約の申込みをした者 |
| 契約者 | 当社とビジネスコミュファ光電話サービス契約を締結している者 |
| ビジネスコミュファサービス契約約款 | 当社が別に定めるビジネスコミュファサービス契約約款 |
| ビジネスコミュファサービス | ビジネスコミュファビジネスコミュファサービス契約約款に定めるビジネスコミュファサービス |
| ビジネスコミュファVPNサービス契約約款 | 当社が別に定めるビジネスコミュファVPNサービス契約約款 |
| ビジネスコミュファVPNサービス | ビジネスコミュファビジネスコミュファVPNサービス契約約款に定めるビジネスコミュファVPNサービス |
| IP利用回線 | (1)ビジネスコミュファサービス契約約款に係る電気通信回線であって、ビジネスコミュファ光電話契約に係るもの<br>(2)ビジネスコミュファVPNサービス契約約款に係る電気通信回線であって、ビジネスコミュファ光電話契約に係るもの |
| IP利用回線契約者 | IP利用回線に係る契約を締結している者 |
| IP利用回線等 | (1)IP利用回線<br>(2)当社以外の電気通信事業者が提供する電話サービスの用に供している電気通信回線 |
| サービス接続点 | ビジネスコミュファ光電話網と当社の他の電気通信サービスに係る電気通信設備との接続点 |
| 電気通信番号 | 電気通信事業者が電気通信役務の提供に当たり送信の場所と受信の場所との間を接続するために電気通信設備を識別し、又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために用いる番号、記号その他符号 |
| 固定通信番号 | 電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号。以下「番号規則」といいます。)別表第1号に規定する電気通信番号 |
| IP通信番号 | 番号規則別表第6号に規定する電気通信番号 |
| 電話事業者 | 電気通信役務に係る固定通信番号を提供する電気通信事業者 |
| IP電話設備 | 当社及び協定事業者が設置する電気通信設備であって、IP通信番号により識別されるもの |
| 端末設備 | IP利用回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内にあるもの |
| 自営端末設備 | 契約者が設置する端末設備(IP利用回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるものをいいます。) |
| 自営電気通信設備 | 契約者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの |
| 技術基準等 | 端末設備等規則(昭和 60 年郵政省令第 31 号)及び端末設備等の接続の技術的条件 |
| 利用の一時中断 | ビジネスコミュファ光電話サービス又は付加機能に係る電気通信設備等を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすること |
| ビジネスコミュファ光電話サービス利用権 | 契約者がビジネスコミュファ光電話契約に基づいてビジネスコミュファ光電話サービスの提供を受ける権利 |
| サービスを全く利用できない状態 | ビジネスコミュファ光電話契約に係る電気通信設備によるすべての通信が全く利用できない、又は著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態 |

| | |
|---|---|
| 番号ポータビリティ | 利用者が、事業法第 50 条の規定により利用者に付与された当該電気通信役務に係る固定通信番号を変更することなく、電気通信役務の提供を受ける電話事業者を変更することができること |
| 番号区画 | 電気通信番号計画（令和元年総務省告示第６号。以下「番号計画」といいます。）に定める市外局番に応じた番号区画 |
| ctcモバイル契約者回線 | 当社の ctc モバイル（ＬＴＥ）通信サービス契約約款又は ctc モバイル（５Ｇ）通信サービス契約約款 ctc モバイルに定める契約者回線（LTEシングルのものを除きます。）又はctcモバイル（５Ｇ）通信サービス契約約款に定める契約者回線（５Ｇシングルのものを除きます） |
| au契約者回線 | ＫＤＤＩ株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社のｐｏｖｏ１．０通信サービス契約約款、ｐｏｖｏ２．０通信サービス契約約款、ａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款又はａｕ（５Ｇ）通信サービス契約約款に定める契約者回線（ｐｏｖｏ１．０通信サービス若しくはｐｏｖｏ２．０通信サービス、５Ｇサービス、ＬＴＥサービス又はローミングに係るものであって５Ｇシングル又はＬＴＥシングルのものを除きます。）であって、副回線通信サービスに係るものを除きます。<br>（注）この欄に定める「契約者回線」には、ＫＤＤＩ株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社より電気通信役務の提供を受けて提供するＭＶＮＯサービス（電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下「報告規則」といいます。）に定める仮想移動電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）に係る電気通信回線を含みます。 |
| UQm契約者回線 | ＫＤＤＩ株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社の UQ mobile 通信サービス契約約款又は UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款に定める契約者回線（UQ mobile 通信サービス契約約款に定める契約者回線については、デュアルサービス又はローミングにかかるものに限ります。） |
| ctcモバイル契約者回線等 | ctcモバイル契約者回線、au契約者回線又はUQm契約者回線 |
| 消費税相当額 | 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 |

２　各用語のうち、この約款に定めのないものについては、ビジネスコミュファサービス契約約款及びビジネスコミュファVPNサービス契約約款に定めるところによります。

（外国における取扱制限）

第４条　ビジネスコミュファ光電話サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

## 第２章　ビジネスコミュファ光電話サービスの種類等

（ビジネスコミュファ光電話サービスの種類）
第５条　ビジネスコミュファ光電話サービスには、次の種類があります。

| 種類 | 内容 |
|---|---|
| ビジネスコミュファ光電話サービス | ビジネスコミュファ光電話網及びIP利用回線を使用して音声通信を行うサービス |

## 第３章　ビジネスコミュファ光電話サービスの提供区域等

（ビジネスコミュファ光電話サービスの提供区域）

第６条　当社のビジネスコミュファ光電話サービスは、当社が別記１に定める提供区域等において提供します。

## 第４章　契約

（契約の単位）
第７条　当社は、１のIP利用回線につき１のビジネスコミュファ光電話サービス契約を締結します。この場合において、契約者は、１のビジネスコミュファ光電話サービス契約につき１人に限ります。

（ビジネスコミュファ光電話契約申込を行うことができる者の条件）
第８条　ビジネスコミュファ光電話契約の申込みを行うことができる者は、IP利用回線を別に契約する者又はIP利用回線に係る契約申込みを行う者に限ります。

（ビジネスコミュファ光電話契約申込の方法）
第９条　ビジネスコミュファ光電話契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

（ビジネスコミュファ光電話契約申込の承諾）
第 10 条　当社は、ビジネスコミュファ光電話契約申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
２　当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申込を承諾しないことがあります。この場合において、承諾しなかったときは、当社は申込者に対し、その旨を通知します。なお、各号のいずれかによるものかは、当社は申込者に開示しないものとします。
（１）申込みのあったビジネスコミュファ光電話サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
（２）申込者がビジネスコミュファ光電話サービス又はIP利用回線に係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
（３）申込者がIP利用回線契約者（ビジネスコミュファ光電話契約の申込みとともに、IP利用回線に係る契約の申込みがあった場合は、そのIP利用回線に係る契約の申込みをした者を含みます。以下本条において同じとします。）と同一の者でないとき。
（４）申込者が当社の電気通信サービスの利用を停止をされたことがあるとき、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
（５）申込者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
（６）第 58 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
（７）警察機関から当社に対して特殊詐欺(不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る犯罪をいいます。以下同じとします。)に関与したとしてビジネスコミュファ光電話サービスの提供の請求の承諾をしない旨の要請があった者と申込者が同一の者であるとき。
（８）その他ビジネスコミュファ光電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。
３　契約者は、当社が別に定める提供区域内の端末設備の設置場所において、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきます。

（IP利用回線の終端）
第 11 条　当社は、契約者が指定した場所と同一の構内（これに準じる区域内を含みます。）又は同一の建物内の契約者が指定した建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短地点をIP利用回線の終端とします。
２　前項の地点は、契約者と協議により当社が定めます。

（ビジネスコミュファ光電話サービス利用権の譲渡の禁止）
第 12 条　契約者は、ビジネスコミュファ光電話サービス利用権を譲渡することはできません。

（契約者が行うビジネスコミュファ光電話契約の解除）

第 13 条　契約者は、ビジネスコミュファ光電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法によりサービス取扱所に書面により通知していただきます。
2　契約者が、当社から提供を受けている固定通信番号について、番号ポータビリティを利用して電話事業者の変更を希望する場合であって、当社がその事実を知ったときは、前項の通知があったものとみなし、ビジネスコミュファ光電話契約を解除することがあります。（当社が行うビジネスコミュファ光電話契約の解除）
第 14 条　当社は、次の場合には、ビジネスコミュファ光電話契約を解除することがあります。
（1）第 27 条（利用停止）の規定によりビジネスコミュファ光電話サービスの利用停止をされた契約者がなおその事実を解消しないとき。
（2）ビジネスコミュファ光電話サービスのIP利用回線に係る契約の解除、又は細目又は区別の変更に伴い、第８条（ビジネスコミュファ光電話契約申込を行うことができる者の条件）を満たさなくなった旨の届出があったとき又はその事実を知ったとき。
2　当社は、契約者が第 27 条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、ビジネスコミュファ光電話サービスの利用停止をしないでそのビジネスコミュファ光電話契約を解除することがあります。
3　IP利用回線に関して次の事項に該当する場合に、ビジネスコミュファ光電話契約を解除することがあります。
（1）ビジネスコミュファ光電話契約の申込みをした者が、IP利用回線の契約を締結している者と同一でないことについて、 その事実を知ったとき。
（2）そのIP利用回線が、移転によりビジネスコミュファ光電話サービスの提供区域外となったとき。
4　当社は、前３項の規定により、そのビジネスコミュファ光電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ、契約者にそのことをお知らせします。
5　当社は、前４項の規定にかかわらず、契約者が、第１０条（ビジネスコミュファ光電話契約申込の承諾）の第２項に定める事由が発生したときは、当社は何ら催告を要せず、直ちに、そのビジネスコミュファ光電話契約を解除することがあります。

（破産等によるビジネスコミュファ光電話契約の解除）
第 14 条の2　当社は、契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのビジネスコミュファ光電話契約を解除します。

（ビジネスコミュファ光電話契約の変更）
第 15 条　契約者は、第９条（ビジネスコミュファ光電話契約申込の方法）に規定する契約申込内容（別記２及び別記３に定める変更を含みます。）の変更を請求することができます。
2　当社は、前項の請求があったときは、第 10 条（ビジネスコミュファ光電話契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（通信チャネル）
第 16 条　当社は、契約者に、１のビジネスコミュファ光電話契約について１の通信チャネルを設定します。この場合、契約者は１の音声通信を行うことができます。

（ビジネスコミュファ光電話サービスの提供開始日）
第 17 条　ビジネスコミュファ光電話申込みに基づき、当社が定める日をもってビジネスコミュファ光電話サービスの提供を開始した日とします。

（固定通信番号）
第 18 条　当社は、契約者に、１のビジネスコミュファ光電話契約について１の固定通信番号を、当社が別に定めるところにより付与します。ただし、第 64 条（番号ポータビリティ）の規定による場合は、この限りではありません。

2　IP利用回線の移転等により、そのビジネスコミュファ光電話契約の固定通信番号を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。
3　前項に規定するほか、当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、そのビジネスコミュファ光電話契約の固定通信番号を変更することがあります。
4　前2項の規定により、そのビジネスコミュファ光電話契約の固定通信番号を変更する場合には、あらかじめ、そのことを契約者に通知します。

（固定通信番号の変更）
第 18 条の2　契約者は、そのビジネスコミュファ光電話契約の固定通信番号を変更しようとするときは、当社所定の書面を契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。
（注）当社は、本条の規定によるほか、第 52 条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、そのビジネスコミュファ光電話契約の固定通信番号を変更することがあります。
2　当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

（その他の提供条件）
第 19 条　ビジネスコミュファ光電話契約に係るその他の提供条件について、別記2、3及び5から8までに定めるところによります。

## 第５章　付加機能

（付加機能の提供）

第 20 条　当社は、契約者から請求があったとき、次の場合を除いて、料金表第１表（料金）に定めるところにより、付加機能を提供します。

（１）付加機能の提供を請求した契約者が、ビジネスコミュファ光電話サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（２）付加機能の提供を請求した契約者が、第 27 条（利用停止）の規定によりビジネスコミュファ光電話サービスの利用停止をされている、又は当社が行うビジネスコミュファ光電話契約の解除を受けたことがあるとき。

（３）付加機能の提供を請求した契約者が第２項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。

（４）付加機能の提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。

（５）付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

（６）警察機関から当社に対して特殊詐欺に関与したとして付加機能の提供の請求の承諾をしない旨の要請があった者と付加機能の提供を請求した契約者が同一の者であるとき。

２　当社は、料金表に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

３　付加機能の利用の請求に基づき、当社が別に定める日をもって付加機能の提供を開始した日とします。

４　当社は、付加機能を利用することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

（付加機能における電気通信番号）

第 20 条の２　当社は、料金表に定めるの契約ごとに固定通信番号を、IP通信番号追加機能の契約ごとにIP通信番号を、当社は別に定める方法により定めます。

２　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、付加機能における固定通信番号又はIP通信番号を変更することがあります。

３　前項の規定により、付加機能における固定通信番号又はIP通信番号を変更する場合には、あらかじめそのことを付加機能の契約者にお知らせします。

（付加機能の利用の一時中断）

第 21 条　当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

２　ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（付加機能の廃止）

第 22 条　当社は、その付加機能の提供を受けている契約者から、ビジネスコミュファ光電話契約の解除又は付加機能の廃止の申出があった場合には、付加機能を廃止します。

２　当社は、料金表第１表（料金）に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の廃止を行うことがあります。

## 第６章　端末設備の提供等

（端末設備の提供）

第 23 条　当社は、契約者から請求があったときは、料金表第１表（料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

２　当社は、前項の規定により提供する端末設備が、IP利用回線に接続されている場合においてはビジネスコミュファ光電話サービスの利用に必要な設定を遠隔にて行うことがあります。契約者は、これに承諾していただきます。

３　端末設備の設置場所の提供については、第 59 条（契約者からの電気通信設備の設置場所の提供等）で定めるところによります。

（端末設備の利用の一時中断）

第 24 条　当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断を行います。

（端末設備の利用の中止）

第 25 条　当社は、保守上又は工事上やむを得ないときは、端末設備の利用の中止を行います。

２　当社は、前項の規定により端末設備の利用の中止をするときには、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、端末設備の利用中止後すみやかに通知するものとします。

## 第7章　利用中止及び利用停止

（利用中止）

第 26 条　当社は、次の場合には、ビジネスコミュファ光電話サービスの利用を中止することがあります。

（1）当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

（2）第 31 条（音声通信利用等の制限）の規定により、音声通信利用を中止するとき。

（3）特定のIP利用回線から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。以下同じとします。）を発生させることにより、現に音声通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。

（4）IP利用回線が利用中止になったとき。

2　当社は、前項の規定によりビジネスコミュファ光電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

（利用停止）

第 27 条　当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのビジネスコミュファ光電話サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったビジネスコミュファ光電話サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間又は第6号に該当するときは警察機関から当社に対して利用できない状態の解消を行う旨の要請があるまでの間（警察機関から当社に対して、利用を停止する期間を延長する旨の要請があった場合又は特別の事情がある場合は、利用を停止する期間が6か月を超え、警察機関から当社に対して、利用できない状態の解消を行う旨の要請があるまでの間とします。））、そのビジネスコミュファ光電話サービスの利用を停止することがあります。

（1）料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。

（2）第 58 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。

（3）IP利用回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の第1種電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。

（4）IP利用回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備をIP利用回線から取りはずさなかったとき。

（5）IP利用回線に係る他契約約款の規定によりそのIP利用回線が利用停止となったとき。

（6）契約者が当社と契約を締結しているビジネスコミュファ光電話サービスについて、警察機関から当社に対して、特殊詐欺に利用されたとして、そのビジネスコミュファ光電話サービスの利用を停止する旨の要請があったとき。なお、利用を停止する前の電気通信番号と利用できない状態の解消を行った後の電気通信番号が異なる場合があります。

2　当社は、前項の規定によりビジネスコミュファ光電話サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者にお知らせします。ただし、第1項第2号により、ビジネスコミュファ光電話の利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

3　契約者は、第1項第6号で定める場合は、当社がその契約者の氏名、住所及び電話番号等を、警察機関に通知する場合があることについて、同意していただきます。

## 第8章　通信

### 第1節　音声通信の種類等

（音声通信の種類）
第 28 条　音声通信の種類は、料金表に定めるところによります。

（音声通信の品質）
第 29 条　ビジネスコミュファ光電話サービスに係る音声通信の総合品質は、その音声通信の提供を受けているIP利用回線の利用形態等により変動することがあります。

（相互接続音声通信）
第 30 条　相互接続点を経由する通話（以下、「相互接続音声通信」といいます。）は、当社が相互接続協定に基づき別に定めた音声通信に限り行うことができるものとします。
2　相互接続音声通信を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）は、当社が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

### 第2節　通信利用の制限

（音声通信利用等の制限）
第 31 条　当社は、ビジネスコミュファ光電話サービスに係る音声通信が著しくふくそうし、ビジネスコミュファ光電話サービスに係る音声通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力等の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とするビジネスコミュファ光電話サービスに係る音声通信、及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とするビジネスコミュファ光電話サービスに係る音声通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関で利用しているビジネスコミュファ光電話サービス（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによるビジネスコミュファ光電話サービスに係る音声通信の利用を中止する措置（特定の地域のIP利用回線への音声通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

| 機関名 |
|---|
| 気象機関 |
| 水防機関 |
| 消防機関 |
| 災害救助機関 |
| 秩序の維持に直接関係がある機関 |
| 防衛に直接関係がある機関 |
| 海上の保安に直接関係がある機関 |
| 輸送の確保に直接関係がある機関 |
| 通信役務の提供に直接関係がある機関 |
| 電力の供給に直接関係がある機関 |
| 水道の供給に直接関係がある機関 |
| ガスの供給に直接関係がある機関 |
| 選挙管理機関 |
| 別記4に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 |
| 預貯金業務を行う金融機関 |
| その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関 |

2　音声通信が著しくふくそうしたとき、又はその音声通信があらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなった時は、音声通信が着信者に着信しないことがあります。

（通信時間等の制限）
第 32 条　前条の規定による場合のほか、当社は、音声通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域への音声通信の利用を制限することがあります。

（外国における取扱制限）
第 33 条　国際通信の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。
（国際通信の利用制限）
第 34 条　契約者は、コールバックサービス（IP利用回線から発信する国際通信を外国から発信する形態に転換することによって国際通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、次の方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で国際通信を行ってはなりません。

| 区　別 | 方式の概要 |
|---|---|
| ポーリング方式 | 外国側から本邦宛に継続して国際通信の請求が行われ、契約者がコールバックの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式 |
| アンサーサプレッション方式 | その提供に際し、当社が国際通信に係る通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑制されることとなるコールバックサービスの方式 |

第３節　通信時間の測定等

（通信時間の測定等）
第 35 条　音声通信に係る通信時間の測定等については、料金表に定めるところによります。

（通信明細の記録）
第 36 条　契約者は、当社が通信時間の測定等のためにその通信の明細を記録することを承諾していただきます。

第４節　当社の契約約款等による制約

（当社の契約約款等による制約）
第 37 条　契約者は、当社の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、ビジネスコミュファ光電話サービスと一体的に利用する当社の電気通信サービスを利用することができない場合においては、光電話サービスに係る通信を行うことはできません。

第５節　発信音声通信番号通知

（発信固定通信番号通知）
第 38 条　IP利用回線からIP利用回線等への音声通信については、当社が別に定めるところにより、そのIP利用回線の固定通信番号を着信先のIP利用回線等へ通知します。ただし、次の音声通信等については、この限りではありません。
（1）音声通信等の発信に先立ち、「１８４」をダイヤルして行う音声通信等
（2）発信者番号非通知機能の提供を受けている固定通信番号に係る自営端末設備から行う音声通信等（当社が別に定める方法により行う音声通信を除きます。）
（3）その他当社が別に定める場合
2　前項の規定に係わらず、番号規則別表第 12 号に規定する緊急通報に関する電気通信番号に対して行う通信については、その発信固定通信番号等（発信固定通信番号、その通信の発信元に係る契約者の氏名若しくは名称、並びに住所若しくは居所をいいます。）を着信先のIP利用回線等へ通知することがあります。

3　本条第１項又は第２項の場合において、固定通信番号等を着信先のIP利用回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、第 53 条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

（注）第１項第２号に規定する当社が別に定める方法により行う音声通信は、音声通信の発信に先立ち、「１８６」をダイヤルして行う音声通信とします。

## 第９章　料金等

### 第１節　料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第 39 条　当社が提供するビジネスコミュファ光電話サービスの料金は、基本料金、付加機能使用料、及び通信料金とし、料金表に定めるところによります。

２　当社が提供するビジネスコミュファ光電話サービスの工事に関する費用は、工事費及び手続きに関する料金とし、料金表に定めるところによります。

（注）本条第１項に規定する基本料金は、当社が提供するビジネスコミュファ光電話サービスの態様に応じて、基本料、付加機能使用料、端末設備使用料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を合算したものとします。

### 第２節　料金等の支払義務

（基本料金の支払義務）

第 40 条　契約者は、その契約に基づいて当社がビジネスコミュファ光電話サービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表第１表第１（基本料金）に規定する基本料金を支払っていただきます。

２　前項の期間において、利用の一時中断等によりビジネスコミュファ光電話サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

（１）次の場合には、契約者は、その期間中の基本料金を支払っていただきます。

ア　利用の一時中断をしたとき。

イ　利用停止があったとき。

（２）前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、ビジネスコミュファ光電話サービスを利用できなかった期間中の基本料金を支払っていただきます。

| 区分 | 支払いを要しない料金 |
|---|---|
| １　契約者の責めによらない理由により、そのサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての音声通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（２欄又は３欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのビジネスコミュファ光電話サービスについての料金 |
| ２　当社の故意又は重大な過失によりそのサービスを全く利用できない状態が生じたとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのビジネスコミュファ光電話サービスについての料金 |
| ３　種類の変更に伴って、ビジネスコミュファ光電話サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合によりビジネスコミュファ光電話サービスを利用しなかった場合であって、その音声通信番号を保留したときを除きます。）。 | 利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのビジネスコミュファ光電話サービスについての料金 |
| ４　ビジネスコミュファ光電話サービスの接続休止をしたとき。 | 接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその |

| | |
|---|---|
| | ビジネスコミュファ光電話サービスについての料金 |

3　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、これをお返しします。

（通信料金の支払義務）

第 41 条　契約者は、音声通信について、当社が測定した通信時間と料金表の規定とに基づいて算定した通信料金を支払っていただきます。

2　相互接続音声通信の料金の支払義務については、前項の規定にかかわらず、第５節（相互接続音声通信の料金の取扱い等）に規定するところによります。

3　契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表に定めるところにより算定した料金額を支払っていただきます。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（工事費の支払義務）

第 42 条　契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の完了前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、これをお返しします。

2　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払義務）

第 43 条　契約者は、第 18 条（固定通信番号）及び第 20 条の2（付加機能における電気通信番号）の規定により、当社が定めた電気通信番号について、料金表に規定に基づいて算定した電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要します。

第 44 条　削除

（手続きに関する料金の支払義務）

第 44 条の2　契約者は、ビジネスコミュファ光電話サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第４表（手続きに関する料金）に規定する料金を支払っていただきます。

（債権の譲渡）

第 45 条　当社は、この約款の規定により、契約者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあります。

第３節　料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第 46 条　料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。

第４節　割増金及び遅延損害金

（割増金）

第 47 条　契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を

加算した額を割増金として、当社が定める方法により支払っていただきます。

（遅延損害金）
第 48 条　契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年 10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社が定める方法により支払っていただきます。
ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

## 第５節　相互接続音声通信の料金の取扱い等

（相互接続音声通信の料金の取扱い等）
第 49 条　契約者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより、相互接続音声通信に関する料金を支払っていただきます。
２　前項の場合において、相互接続音声通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

（協定事業者が定める相互接続音声通信の料金等の滞納措置）
第 49 条の２　当社は、契約者が、第 49 条（相互接続音声通信の料金の取扱い）の規定により、協定事業者が定める相互接続音声通信の料金のうち当社が請求することとなる料金を当社が定める支払期日までに支払わないときは、そのIP利用回線の電話番号及びその料金の支払いがない旨等を協定事業者に通知することがあります。

（協定事業者に係る債権の譲受等）
第 49 条の３　協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結している契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を当社が譲り受け、請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、契約者への個別の通知又は債権譲渡の請求を省略するものとします。
２　前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するビジネスコミュファ光電話サービスの料金とみなして取扱します。

## 第 10 章　保守

（契約者の維持責任）

第 50 条　契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2　契約者（IP利用回線を介して他社の電気通信設備に接続する場合に限ります。）は、総合品質を維持していただきます。

（契約者の切分責任）

第 51 条　契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備がIP利用回線等に接続されている場合であって、IP利用回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを確認のうえ、当社に修理の請求をして頂きます。

2　前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3　当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（修理又は復旧の順位）

第 52 条　当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 31 条（音声通信利用等の制限）の規定により優先的に取り扱われる音声通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第１順位及び第２順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

| 順位 | 修理又は復旧する電気通信設備 |
|---|---|
| 1 | 気象機関に設置されるもの<br>水防機関に設置されるもの<br>消防機関に設置されるもの<br>災害救助機関に設置されるもの<br>秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの<br>防衛に直接関係がある機関に設置されるもの<br>海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの<br>輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの<br>通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの<br>電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの |
| 2 | 水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの<br>ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの<br>選挙管理機関に設置されるもの<br>別記4に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関<br>預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの<br>その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの |
| 3 | 第１順位及び第２順位に該当しないもの |

（注）当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失したIP利用回線について、暫定的にその電気通信番号を変更することが有ります。

## 第 11 章　損害賠償

（責任の制限）

第 53 条　当社は、ビジネスコミュファ光電話サービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったときは、そのビジネスコミュファ光電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2　前項の場合において、当社は、ビジネスコミュファ光電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのビジネスコミュファ光電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

（1）料金表第１表第１（基本料金）に規定する料金

（2）料金表第１表第２（通信料金）に規定する料金（サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（１の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前６料金月における１日平均の通信料金（前６料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3　当社の故意又は重大な過失によりビジネスコミュファ光電話サービスの提供をしなかったときは、前２項の規定は適用しません。

4　第１項及び第２項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いについて料金表第１（料金）に別段の定めがあるときは、その定めによるところによります。

（注１）第２項に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、サービスを全く利用できない状態が生じた日以前の実績が把握できる期間における１日平均の通信料金とします。

（注２）第２項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取扱います。

（免　責）

第 54 条　当社は、電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、その損害が当社の責めに帰すべき理由によるものでないとき、その損害を賠償しません。

2　当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

## 第 12 章　雑則

（承諾の限界）

第 55 条　当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を請求した契約者にお知らせします。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

（他の電気通信事業者との利用契約の締結）

第 56 条　ビジネスコミュファ光電話サービス契約の申込みの承諾を受けた者は、別記 17 に定める電気通信事業者がそれぞれ定める契約約款及び料金表等の規定に基づいて、その電気通信事業者と別記 17 に定める利用契約を締結したことになります。

ただし、ビジネスコミュファ光電話サービス契約の申込みの承諾を受けた者から、その電気通信事業者に対してその利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2　前項の規定により、利用契約を締結したビジネスコミュファ光電話サービス契約の申込みの承諾を受けた者は、そのIP利用回線において該当する電気通信事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その電気通信事業者の契約約款及び料金表等に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、そのビジネスコミュファ光電話サービス契約の申込みの承諾を受けた者は、その利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款及び料金表等に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

（協定事業者の電気通信サービスに関する料金の回収代行）

第 57 条　当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社が協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

（1）その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

（2）その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。

（3）その他当社の業務遂行上支障がないとき。

2　前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を超過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

（利用に係る契約者の義務）

第 58 条　契約者は、次のことを守っていただきます。

（1）当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

（2）故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他音声通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

（3）故意に多数の不完了呼を発生させる等、音声通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

（4）本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝若しくは勧誘の通信をする又は商業的宣伝若しくは勧誘を目的としたIP利用回線への発信を誘導する行為を行わないこと。

（5）自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある通信を行わないこと。

（6）違法に、又は公序良俗に反する態様で、ビジネスコミュファ光電話サービスを利用しないこと。
（7）ビジネスコミュファ光電話サービス契約に係るIP利用回線の契約を締結している場所と異なる場所で端末設備を利用しないこと。
（8）当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がビジネスコミュファ光電話サービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
（9）当社がビジネスコミュファ光電話サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
（10）当社が別に定める提供地域において、第 10 条（ビジネスコミュファ光電話契約申込の承諾）第３項に規定する緊急通報可能な通信手段を取りはずさないこと。
（11）自営端末設備又は自営電気通信設備において、音声通信品質を損なうおそれがある設定の変更等の行為を行わないこと。
（12）ビジネスコミュファ光電話サービス契約に係るIP利用回線の契約を締結している場所と異なる場所で端末設備等を利用しないこと。
（13）固定通信番号にて発信又は着信する端末設備、又は自営端末設備、若しくは自営電気通信設備をIP利用回線の終端と同一の構内又は同一の建物内から移動しないこと。
（14）通話品質を維持するために、IP利用回線に当社が別に定める付加機能を契約すること。
（15）当社にビジネスコミュファ光電話サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。
（16）契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有する若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。
（17）当社が提供する端末設備等を善良な管理者の注意をもって保管すること。
（18）契約者は、ビジネスコミュファ光電話サービスの全部又は一部を自らの電気通信事業の用に供する場合は、その旨及び電気通信番号使用計画の認定状況について当社に申告すること。
（19）契約者は、ビジネスコミュファ光電話サービスの全部又は一部を自らの電気通信事業の用に供する場合は、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第６号）を遵守すること。

２　当社は、契約者の行為が別記 10 に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項６号の義務に違反したものとみなします。

３　契約者は、前２項の規定に違反して電気通信設備を亡失若しくはき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（契約者以外の者の利用に係る義務）

第 58 条の2　契約者は、そのIP利用回線を契約者以外の者に使用させる場合は、第 58 条（利用に係る契約者の義務）のほか次のことを守っていただきます。
（1）契約者は、第 58 条（利用に係る契約者の義務）の規定について、そのIP利用回線を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
（2）契約者は、当社が次に定めるこの約款の規定について、そのIP利用回線に接続する端末設備、自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、そのIP利用回線を使用する者の設置に係るものについて、当社に対して責任を負うこと。
ア　第 50 条（契約者の維持責任）
イ　第 51 条（契約者の切分責任）
ウ　別記５（自営端末設備の接続）
エ　別記６（自営端末設備に異常がある場合等の検査）
オ　別記７（自営電気通信設備の接続）
カ　別記８（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

（契約者からの電気通信設備の設置場所の提供等）

第 59 条　当社が提供する電気通信設備のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内に

おいて、当社がIP利用回線の一端（IP利用回線に係るもの及び相互接続点に係るものを除きます。）に接続する電気通信設備を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。
2　当社がビジネスコミュファ光電話契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
3　契約者は、当社が提供する電気通信設備のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担により特別な設備を設置して頂きます。

（端末設備の返却）
第 60 条　当社の端末設備の提供を受けている契約者は、次の場合には、その端末設備を当社が指定するサービス取扱所へ速やかに返却していただきます。
（1）そのビジネスコミュファ光電話契約の解除があったとき。
（2）端末設備の種類等の変更を請求し、その承諾を受けたとき。
（3）当社の端末設備を廃止したとき。
（4）その他ビジネスコミュファ光電話契約の内容の変更に伴い、そのビジネスコミュファ光電話契約に係る端末設備を利用しなくなったとき。

（工事のための端末設備等の持込み）
第 61 条　契約者は、次の場合には、その端末設備又は自営電気通信設備を当社が指定した期日に当社が指定するサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。
（1）当社が提供する端末設備の設置、種類等の変更、移転、取りはずし、修理等の工事を行うとき。
（2）別記5（自営端末設備の接続）又は別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。

（契約者の氏名等の通知等）
第 62 条　当社は、協定事業者から請求があった場合は、契約者（協定事業者からの請求について、その協定事業者とビジネスコミュファ光電話サービスを利用するために必要な契約を締結しているものに限ります。）の氏名、住所及び固定通信番号をその協定事業者に通知することがあります。
2　契約者が第 58 条（利用に係る契約者の義務）第1項第 19 号に違反している又は違反しているおそれのある事実を当社が知った場合には、当社は当該契約者の氏名及び住所などを総務省に通知することがあることについて、契約者は同意していただきます。
3　番号ポータビリティの利用を希望する契約者は、当社がその手続きを行うに当たり、その契約者からの申出の可否を判断するために、その取扱いに関わる電話事業者との間で、その固定通信番号に係る契約の契約者の氏名及び住所等のその手続きに必要な情報を相互に開示し、又は照会することを承諾していただきます。

（協定事業者からの通知）
第 63 条　契約者は、当社がビジネスコミュファ光電話サービスの提供にあたり必要があるときは、協定事業者から必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

（番号ポータビリティ）
第 64 条　契約者が、電話事業者から提供を受けている固定通信番号について、番号ポータビリティを利用してその電話事業者から当社に変更を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。この場合において、その申出をできる者は、固定通信番号の提供を受けている電話事業者との間でその固定通信番号に係る契約を締結している者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。
　ただし、次のいずれかに該当する場合は、その申し出を承諾しないことがあります。
（1）番号ポータビリティを実施することが技術上困難なとき
（2）契約者が電話事業者から提供を受けている固定通信番号の番号区画が変更となるとき
（3）電話事業者の業務の遂行上支障があるとき

（4）その他当社の業務の遂行上支障があるとき
2　番号ポータビリティに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

第 65 条　削除

（電話番号案内）
第 66 条　当社は、契約者から請求があったときは、当社が付与した固定通信番号を、当社が別に定める協定事業者の契約約款及び料金表に定める電話番号案内において案内を行います。
（注）番号情報データベース（番号情報を収容するために NTT 西日本株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。）への登録を省略されているもの（契約者から案内を行ってほしい旨の請求があるものを除きます。）については固定通信番号の案内は行いません。

（番号情報の提供）
第 67 条　当社は、当社の番号情報（電話番号案内に必要な情報（第 66 条（電話番号案内）の規定により電話番号案内を行うこととなった固定通信番号に係る情報に限ります。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベースに登録します。
2　前項の規定により登録した番号情報は、電話番号情報データベースを設置する NTT 西日本株式会社が電話番号案内等を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供します。
（注１）当社が別に定める者は、NTT 西日本株式会社との間の相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。
（注２）第２項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。
（注３）当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（令和６年３月１２日個人情報保護委員会・総務省告示第４号）」等の法令に違反して番号情報を目的外に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。
（注４）電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に提供します。

（相互接続番号案内）
第 68 条　契約者は、IP利用回線から相互接続番号案内（相互接続点を介して当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。
2　相互接続番号案内への接続は固定通信番号の利用に限ります。
（注）当社が別に定める協定事業者はアルティウスリンク株式会社とします。

（相互接続番号案内料金の支払義務）
第 69 条　契約者は、相互接続番号案内を利用のつど、料金表第１表第２（通信料金）に規定する相互接続番号案内への着信に係るもの料金の支払いを要します。
2　契約者は、そのIP利用回線により契約者以外の者が行った通信に係る相互接続番号案内への着信に係るもの料金についても、当社に責任を負わなければなりません。

（電報サービスの利用）
第 70 条　契約者は、当社が別に定める協定事業者の契約約款の定めに基づく電報サービスを利用することができます。
2　契約者は、前項の規定により電報サービスを利用した場合に生じた債権を当社が協定事業者から譲り受けることを承諾していただきます。この場合、当社は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
3　前項の規定により当社が協定事業者から譲り受けた債権額は、協定事業者の料金表の定めに基

づき算定した額とし、その他の取扱いについては、この約款の定めるところによります。
（注）当社が別に定める協定事業者は NTT 西日本株式会社です。

（時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス）
第 71 条　削除
2　当社が別に定める協定事業者の時報サービスとの接続を提供します。

| 区分 | 内容 | 電気通信番号 |
|---|---|---|
| 時報サービス | 日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス | １１７ |

3　契約者の固定通信番号での発信に限り、当社が別に定める協定事業者の災害用伝言ダイヤルサービスとの接続を提供します。

| 区分 | 内容 | 電気通信番号 |
|---|---|---|
| 災害用伝言ダイヤルサービス | 災害が発生した場合等に、協定事業者の定める通話について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス | １７１ |

4　時報サービスは、1の通話について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、一定の時間をもって、その通話を打ち切ります。
（注１）削除
（注２）本条第２項の当社が別に定める協定事業者はＫＤＤＩ株式会社とします。
（注３）本条第３項の当社が別に定める協定事業者は NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社とします。

（契約者に係る情報の利用）
第 72 条　当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、固定通信番号、住所若しくは居住又は請求書の送付先等の情報を、当社、協定事業者又は提携事業者のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社、協定事業者又は提携事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。
　なお、ビジネスコミュファ光電話サービスの提供に当たり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。
（注）業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

（法令に規定する事項）
第 73 条　ビジネスコミュファ光電話サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。
（注）法令に定めがある事項については、別記５から９までに定めるところによります。

（閲覧）
第 74 条　この約款において、当社が別に定めることとしている事項について、当社は、閲覧に供します。

別記

1 ビジネスコミュファ光電話サービスの提供区域

(1) 当社のビジネスコミュファ光電話サービスは、次に掲げる市町村の区域のうち当社が別に定める区域とします。

| 市町村の区域 |
|---|
| 愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県 |

(2) 当社のビジネスコミュファ光電話サービスは、次の区間において提供します。

ア IP利用回線相互間

イ IP利用回線とサービス接続点

ウ IP利用回線と相互接続点

2 契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、サービス取扱所に通知していただきます。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) (2)の規定による代表者の通知があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

(1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、速やかにサービス取扱所に通知していただきます。

(2) 契約者は、IP利用回線に係る契約者連絡先電話番号に変更又は廃止があったときは、そのことを速やかにサービス取扱所に通知していただきます。

ただし、変更又は廃止があったにもかかわらず契約者が通知を怠り、当社が当該事実を知ったときは、当該事実に関する変更又は廃止に係る通知があったものとみなします。

(3) (1)若しくは(2)の通知があったときは、当社は、その通知のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 新聞社等の基準

| 区　分 | 基　　準 |
|---|---|
| 1 新聞社 | 次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社<br>1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。<br>2) 発行部数が、1の題号について 8,000 部以上であること。 |
| 2 放送事業者 | 電波法(昭和 25 年法律第 131 号)の規定により放送局の免許を受けた者 |
| 3 通信社 | 新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社 |

5 自営端末設備の接続

(1) 契約者は、そのIP利用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのIP利用回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。)様式第7号の表示が付されている端末機器(技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。)、技術基準等に適合することについて事業法第 68 条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第 72 条の3第2項に規定

する承認認定機関の認定を受けた端末設備の機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
イ その接続が電気通信事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
(3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第 14 号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
イ 事業法施行規則第 32 条第1項で定める場合に該当するとき。
(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
(5) 契約者は、工事担任者規則(昭和 60 年郵政省令第 28 号。以下「工事担任者規則」といいます。)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者(以下「工事担任者」といいます。)に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、工事担任者規則第3条で定める場合は、この限りでありません。
(6) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
(7)契約者は、そのIP利用回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査
(1) 当社は、IP利用回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合において、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
(2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
(3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備をIP利用回線から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続
(1) 契約者は、そのIP利用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのIP利用回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。
(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第 70 条第1項第2号の規定による総務大臣の認定を受けたとき。
(3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
(5) 契約者は、工事担任者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、工事担任者規則第3条で定める場合は、この限りでありません。
(6) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
(7) 契約者は、そのIP利用回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8　自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

IP利用回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9　当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

10　契約者の禁止行為

契約者は、ビジネスコミュファ光電話サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

（1）当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれがある行為
（2）他人に無断で広告、宣伝若しくは文書等を送付又は記載する行為
（3）他人が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
（4）他人になりすまして各種サービスを利用する行為
（5）他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
（6）他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
（7）他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
（8）猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
（9）無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
（10）ビジネスコミュファ光電話サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
（11）有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
（12）売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
（13）違法賭事行為
（14）その他法令に違反する行為
（15）（1）から(14)までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

11　音声通信が利用できない通信の相手先

（1）当社が別に定める地域において、緊急通報に関する電気通信番号を利用した通信
（2）事業者識別番号（番号規則別表第 10 号に規定するものとします。）に係る電気通信番号を利用した通信
（3）その他当社が定める通信

12　削除

13　削除

14　削除

15　削除

16　技術資料の項目

| |
|---|
| 自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件<br>（1）物理的条件<br>（2）電気的条件<br>（3）論理的条件 |

17 他の電気通信事業者との利用規約の締結

| 別に定める電気通信事業者 | 別に定める利用契約 |
|---|---|
| KDDI株式会社 | 電話サービス契約約款に規定する第２種一般電話等契約 |
| NTT 西日本株式会社 | 電話サービス契約約款、電報サービス契約約款 |
| NTT ドコモビジネス株式会社 | 電話等サービス契約約款に規定する第２種一般電話等契約 |

料金表

通　則

（料金の計算方法等）
1　ビジネスコミュファ光電話契約に関する料金、工事に関する費用、附帯サービスに関する料金及び手続きに関する料金は、このビジネスコミュファ光電話料金表（以下「料金表」といいます。）に規定するほか、当社が別に定めるところによります。
2　当社は、契約者がその契約に基づいて支払っていただく料金を、料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、通信料金について料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
3　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
4　当社は、次の場合が生じたときは、基本料金のうち月額で定める料金及び附帯サービスに関する料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
（1）料金月の初日以外の日にビジネスコミュファ光電話サービス、付加機能又は附帯サービスの提供の開始があったとき。
（2）料金月の初日以外の日にビジネスコミュファ光電話契約の解除、付加機能又は附帯サービスの廃止があったとき。
（3）料金月の初日にビジネスコミュファ光電話サービス、付加機能又は附帯サービスの提供を開始し、その日にその契約の解除又は付加機能又は附帯サービスの廃止があったとき。
（4）料金月の初日以外の日に月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
（5）第 40 条（基本料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。
（6）3の規定に基づく起算日の変更があったとき。
5　4の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

（端数処理）
6　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払い）
7　契約者は、料金、工事に関する費用及び附帯サービスに関する料金について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
8　契約者は、料金、工事に関する費用及び附帯サービスに関する料金について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金の一括後払い等）
9　当社は、特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2料金月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（前受金）
10　当社は、料金、工事に関する費用又は附帯サービスに関する料金について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。
（注）当社が別に定める条件は、前受金に利息を付さないことを条件として預かることとします。

（消費税相当額の加算）
11　第 40 条（基本料金の支払義務）から第 42 条（工事費の支払義務）までの規定、第 49 条（相互接続音声通信の料金の取扱い等）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金、工事に関する費用又は附帯サービスに関する料金について支払いを要するものとされている額は、この料

金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。））に消費税相当額を加算した額とします。上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。なお、料金表に規定する料金額は税抜価格とし、かっこ内の料金額は税込価格を表示します。また、関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

ただし、料金表に定める国際通信に係る利用料については、この限りではありません。

（料金等の臨時減免）

12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金、工事に関する費用又は附帯サービスに関する料金を減免することがあります。

（注）当社は、料金の減免を行ったときは、関係のサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

第1表　料金
第1　基本料金

1　適用

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| (1) 月額基本料の適用 | 当社は、1のビジネスコミュファ光電話契約ごとに1の月額基本料を適用します。 |
| (2) 端末設備に係る料金の適用 | 当社は、1のビジネスコミュファ光電話契約ごとに1以上の端末設備を提供し、2(料金額)に規定する端末設備利用料を適用します。 |
| (3) 付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用 | 付加機能を提供した場合には、2(料金額)に規定する付加機能使用料を適用します。 |
| (4) 電話ユニバーサルサービスに係る料金の適用 | 当社は、ビジネスコミュファ光電話サービスに係る固定通信番号及び2(料金額)に規定する付加機能に係る固定通信番号並びにIP通信番号(以下「番号等」といいます。)について、1の番号等ごとに2(料金額)に規定する電話ユニバーサルサービス料(事業法に定める第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。)を適用します。 |
| (5) 電話リレーサービスに係る料金の適用 | 当社は、ビジネスコミュファ光電話サービスに係る固定通信番号及び2(料金額)に規定する付加機能に係る固定通信番号並びにIP通信番号(以下「番号等」といいます。)について、1の番号等ごとに2(料金額)に規定する電話リレーサービス料(聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年12月1日施行)により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。)を適用します。 |
| (6) 電話ユニバーサルサービス料と電話リレーサービス料の日割り料金に係る適用 | (1)電話ユニバーサルサービス料の日割り料金額は、以下の数式を用いて算定された値を適用します。<br>電話ユニバーサルサービス料の料金額及び電話リレーサービス料の料金額の合算額(以下「負担金合算額」といいます。)の日割り額×(電話ユニバーサルサービス料/負担金合算額)<br>(2)電話リレーサービス料の日割り料金額は、以下の数式を用いて算定された値を適用します。<br>負担金合算額の日割り額×(電話リレーサービス料/負担金合算額) |

2　料金額
2－1　月額基本料

1契約ごとに

| 区分 | 料金額(月額) |
|---|---|
| 月額基本料 | 700円(770円) |

2－2　端末設備利用料

| 区分 | 単位 | 料金額(月額) |
|---|---|---|
| 光電話ゲートウェイ利用料 | 1台のとき | 1，000円(1，100円) |
| | 2台のとき | 1，200円(1，320円) |
| | 3台のとき | 2，200円(2，420円) |
| | 4台のとき | 2，400円(2，640円) |

| | | |
|---|---|---|
| 光電話スイッチ利用料 | 1台ごとに | 無料 |
| 備考<br>ア　光電話ゲートウェイは、1のIP利用回線につき4台までとします。<br>イ　光電話ゲートウェイごとに設定できる通信チャネル数は4の通信チャネルまでとします。<br>ウ　光電話ゲートウェイのインターフェース及びその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。<br>エ　光電話スイッチは、1のIP利用回線につき1台までとします。<br>オ　光電話スイッチは、1のIP利用回線で光電話ゲートウェイを2台以上利用する場合に必要となります。 | | |

2－3　付加機能利用料

| 区分 | | | 単位 | 料金額（1機能ごとに月額） |
|---|---|---|---|---|
| (1) 発信者番号非通知機能 | ビジネスコミュファ光電話サービスの利用回線からダイヤルして行う音声通信について、そのIP利用回線に係る電気通信番号を着信先へ通知しないようにする機能 | | 1のIP利用回線ごとに | 無料 |
| | 備考 | ア　当社は、1のIP利用回線ごとに1の機能を提供します。<br>イ　通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信を除きます。<br>ウ　番号規則別表第 12 号に規定する緊急通報に係る電気通信番号をダイヤルして行う通信については、第 38 条（発信固定通信番号通知）第2項の規定によります。 | | |
| (2) 発信者番号表示機能（発信者番号表示サービス） | そのIP利用回線へ通知される発信電気通信番号等を表示することができる機能 | | 1のIP利用回線ごとに | 無料 |
| | 備考 | ア　当社は、1のIP利用回線ごとに1の機能を提供します。<br>イ　この機能を利用するにあたっては、発信電気通信番号等の表示ができる自営端末設備が必要となります。 | | |
| (3) 非通知着信拒否機能（非通知着信拒否サービス） | そのIP利用回線へ発信電気通信番号が通知されない着信に対して、その発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に対応する機能 | | 1のIP利用回線ごとに | 無料 |
| | 備考 | ア　当社は、発信者番号表示機能を利用している1のIP利用回線ごとに1の機能を提供します。<br>イ　当社は、発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する音声通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。 | | |
| (4) 固定通信番号追加機能（追加番号サービス） | 第 18 条（固定通信番号）に基づきIP利用回線に付与した固定通信番号とは別に、新たな固定通信番号を追加する機能 | | 追加する1の固定通信番号ごとに | 100円（110円） |
| | 備考 | ア　当社は1のIP利用回線に最大99の固定通信番号を追加します。（合計で最大100の固定通信番号が利用可能となります。）<br>イ　追加した固定通信番号に関するその他の取り扱いについては、第 18 条（固定通信番号）で付与した固定通信番号の扱いに準ずるものとします。 | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | ウ　契約者が番号ポータビリティを利用して、追加した固定通信番号について、当社から電話事業者に変更を希望する場合は、第 13 条（契約者が行うビジネスコミュファ光電話契約の解除）第２項の扱いに準ずるものとします。<br>エ　固定通信番号追加機能に係るその他提供条件については、当社は別に定めるところによります。 | | |
| (5) 複数同時通信機能（追加チャネルサービス） | 1のIP利用回線において同時に通信できるチャネルの数を追加する機能 | | 追加する１の通信チャネルごとに | 400円（440円） |
| | 備考 | ア　当社は1のIP利用回線に最大１５の通信チャネルを追加します。（合計で最大１６の通信チャネルが利用可能となります。） | | |
| (6)転送電話機能（転送電話サービス） | そのIP利用回線へ着信する音声通信を、あらかじめ指定された他のIP利用回線等（当社と接続している電気通信事業者のIP利用回線を含みます）に自動的に転送する機能 | | １の固定通信番号ごとに | 無料 |
| | 備考 | ア　当社は、1の固定通信番号ごとに1の機能を提供します。<br>イ　この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等、通常と異なる利用形態となるときは、音声通信品質を保証できないことがあります。<br>ウ　この機能に係る転送先の契約者等から、その転送される音声通信について間違い電話のため、その転送が行われないようにして欲しい旨の申出があって、当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。<br>エ　この機能に係る音声通信については、発信者からこの機能に係るIP利用回線への音声通信とそのIP利用回線から転送先の番号への音声通信の2の音声通信として取り扱います。この場合の発信者のIP利用回線から申込者の指定する場所への音声通信時間については、転送先に転送して音声通信ができる状態とした時刻から起算します。<br>オ　この機能により、転送させる条件及び転送先電気通信番号の設定については、当社が別に指定する方法によります。<br>カ　当社は、この欄のウにおける当社が行う転送の中止を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。 | | |
| (7) 転送電話選択機能（転送電話選択サービス） | そのIP利用回線に着信するあらかじめ登録された電気通信番号からの音声通信に限り転送電話機能を可能とする機能 | | １の固定通信番号ごとに | 無料 |
| | 備考 | ア　当社は、転送電話機能を利用している1の固定通信番号ごとに1の機能を提供します。<br>イ　この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等、通常と異なる利用形態となるときは、音声通信品質を保証できないことがあります。<br>ウ　この機能に係る転送先の契約者等から、その転送される音声通信について間違い電話のため、その転送が行われないようにして欲しい旨の申出があって、当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。<br>エ　この機能に係る音声通信については、発信者からこの機能に係るIP利 | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 用回線への音声通信とそのIP利用回線から転送先の電気通信番号への音声通信の2の音声通信として取り扱います。この場合の発信者のIP利用回線から申込者の指定する場所への音声通信時間については、転送先に転送して音声通信ができる状態とした時刻から起算します。<br>オ　この機能により、登録する電気通信番号、転送させる条件及び転送先電気通信番号の設定については、当社が別に指定する方法によります。<br>カ　契約者がこの機能の提供を受けるとき、転送電話機能と同時に利用することはできません。転送電話選択機能を起動すると転送電話機能は停止します。<br>キ　当社は、この欄のウにおける当社が行う転送の中止を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。 | | |
| (8)IP通信番号追加機能（０５０オプションサービス（固定）） | IP通信番号を付与する機能 | | 1のIP通信番号ごとに | １００円（１１０円） |
| | 備考 | ア　本表(1)から(7)までに規定する各付加機能を利用する固定通信番号に、この機能によりIP通信番号を追加した場合は、そのIP通信番号からの発信又は、そのIP通信番号への着信についても各付加機能の利用が可能となります。<br>イ　その他の事項については、第 18 条（固定通信番号）、第 38 条（発信固定通信番号通知）、第 52 条（修理又は復旧の順位）、第 62 条（契約者の氏名等の通知等）、第 72 条（契約者に係る情報の利用）及び第2表工事費に規定する固定通信番号をIP通信番号と読み替えて適用するものとします。<br>ウ　本機能の場合において、番号ポータビリティに関する規定は除外するものとします。<br>エ　当社は、新たな申出（契約者からの申出を除く）に基づくIP通信番号追加機能の提供は行いません。 | | |
| (9) 代表機能 | 当社又は契約者が指定した固定通信番号に着信があった場合に、通信中でないいずれかの1の通信チャネルに着信することができる機能 | | | 無料 |
| | 備考 | ア　本サービスを利用している契約者は、この表の(10)欄に規定する番号送出サービスを利用することができません。 | | |
| (10) 番号情報送出サービス機能（ダイヤルイン） | 固定通信番号に着信があった場合に、本機能を利用した契約者があらかじめ指定した固定通信番号の情報を、そのIP利用回線に接続される端末設備又は自営電気通信設備に送出する機能 | | | 無料 |
| | 備考 | ア　この機能の利用を請求した契約者は、当社が別に定めるところにより、あらかじめ、追加番号を指定していただきます。<br>イ　この機能の請求をした契約者は、代表機能を利用することはできません。 | | |
| (11)特定音声通信発信規制機能 | 電話サービスの利用回線からダイヤルして行う音声通信について、あらかじめ登録された固定通信番号を利用して国際通信を行うことができないようにする機能 | | 1の固定通信番号ごとに | 無料 |

| | | |
|---|---|---|
| | 備考 | ア　当社は、1の固定通信番号ごとに1の機能を提供します。<br>イ　当社は、その固定通信番号が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。 |

２－４　電話ユニバーサルサービス料

| 区分 | 料金額（1の番号等ごとに月額） |
|---|---|
| 電話ユニバーサルサービス料 | ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話ユニバーサルサービス料」の額 |

（注）ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。
https://www.ctc.co.jp/company/business/universal-service/

２－５　電話リレーサービス料

| 区分 | 料金額（1の番号等ごとに月額） |
|---|---|
| 電話リレーサービス料 | 電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額 |

（注）電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。
https://www.ctc.co.jp/company/business/telephonerelay-service/

第２ 通信料金

１ 適用

<table>
<tr><th>区分</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>(1) 音声通信の種類</td><td>音声通信には次の種類があります。
<table>
<tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr>
<tr><td>１ オンネット通信</td><td>(ア) IP利用回線相互間の音声通信<br>(イ) 当社がビジネスコミュファ光電話サービスで提供するIP利用回線との音声通信<br>(ウ) 付加機能としてIP通信番号追加機能を利用したIP利用回線から当社が別に定める協定事業者のサービスへの音声通信<br>(エ) IP利用回線からサービス接続点への音声通信(当社が別で定めるものに限ります)<br>(オ) IP利用回線から加入電話等設備(固定通信番号及びIP通信番号を用いてKDDI株式会社の契約約款等に基づき提供される電気通信サービス(KDDI株式会社より提供される電気通信サービスを使用して当社が行う電気通信サービスであって当社が別に定めるものを含みます。)に係る電気通信回線であって、当社が別に定めるものに限ります。)への音声通信</td></tr>
<tr><td>２ オフネット通信</td><td>オンネット通信及び国際通信以外の通信</td></tr>
<tr><td>３ 国際通信</td><td>IP利用回線から当社が別に定める電気通信事業者(電気通信番号計画(令和元年総務省告示第６号)第５に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者)の電気通信回線を介した本邦外の国若しくは地域への音声通信</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>(2) 音声通信時間の測定等</td><td>ア 音声通信に係る通信時間は、双方のIP利用回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者からの通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。<br>イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。<br>(ア)回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中に一時音声通信ができなかった時間<br>(イ)回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信を打ち切ったときは、その通信ごとに適用される2(料金額)に規定する秒数に満たない端数の通信時間<br>ウ 当社は、アの規定に係わらず、オンネット通信に係る通信時間については測定しないものとします。</td></tr>
<tr><td>(3) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金の取扱い</td><td>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金は、次のとおりとします。<br>(ア)前１２料金月の実績を把握することができる場合<br>機器の故障等により正しく算定することができなかった期間の初日(初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する料金月の前１２料金月の各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった</td></tr>
</table>

| | |
|---|---|
| | 期間の日数を乗じて得た額<br>(イ)ア以外の場合<br>把握可能な実績に基づきアに準じて算出した額 |
| (4) 音声通信に関する料金の減免 | 次の音声通信については、第41条(通信料金の支払義務)第１項にかかわらず、その料金の支払いを要しません。<br>(１)緊急通報に関する電気通信番号(110,118又は119番)への音声通信 |
| (5) 選択制による通信料金の月極割引の適用(タイプⅠ) | ア 当社は、契約者から請求があったときは、ctcモバイル契約者回線等への通信料を料金月単位に累積し、その累積した通信料(以下この欄において「月間累積通信料」といいます。)の額から、その月間累積通信料の額に14%を乗じて得た額を割引く取扱い(以下この欄において「本割引」といいます。)を行います。<br>イ 本割引を選択する契約者は、当社が別に定める方法により、当社に申し出ていただきます。<br>ウ 当社は、イに規定する申出があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、これを承諾します。<br>エ 本割引は、イに規定する申出につき当社が承諾した日(以下この欄において「承諾日」といいます。)の属する料金月の初日から開始することとし、その次料金月以降においても、契約者からの本割引の終了の申出がない限り、従前と同様の条件により、本割引は継続するものとします。<br>なお、承諾日において、ビジネスコミュファ光電話サービスの提供が開始されていない場合は、ビジネスコミュファ光電話サービスの提供開始日より本割引の提供を開始することとします。<br>オ 本割引の終了の申出があった場合は、申出があったことを当社がサービス取扱所において確認した日の属する料金月の末日までの間、本割引は継続するものとします。<br>カ 当社は、次に該当する場合、本割引は終了したものとします。<br>(ア) 本割引の取扱いを受けているIP利用回線に係るビジネスコミュファ光電話契約の解除があったとき。<br>キ 月間累積利用料の額にアに規定する割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定にかかわらず、その端数は切り上げます。 |
| (6) 選択制による通信料金の月極割引の適用(タイプⅡ) | ア 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定める携帯・自動車電話事業者への通信料を料金月単位に累積し、その累積した通信料(以下この欄において「月間累積通信料」といいます。)の額から、その月間累積通信料の額に11%を乗じて得た額を割引く取扱い(以下この欄において「本割引」といいます。)を行います。<br>(注)「当社が別に定める携帯・自動車電話事業者に係る加入電話等設備」は、ctcモバイル契約者回線等に係る加入電話等設備以外の加入電話等設備とします。以下、この欄において同じとします。<br>イ 本割引を選択する契約者は、当社が別に定める方法により、当社に申し出ていただきます。<br>ウ 当社は、イに規定する申出があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、これを承諾します。<br>エ 本割引は、イに規定する申出につき当社が承諾した日(以下この欄において「承諾日」といいます。)の属する料金月の初日から開始することとし、その次料金月以降においても、契約者からの本割引の終了の申出がない限り、従前と同様の条件により、本割引は継続するものとします。<br>なお、承諾日において、ビジネスコミュファ光電話サービスの提供が開始されていない場合は、ビジネスコミュファ光電話サービスの提供開始日より本 |

<table>
<tr><td></td><td>割引の提供を開始することとします。<br>オ　本割引の終了の申出があった場合は、申出があったことを当社がサービス取扱所において確認した日の属する料金月の末日までの間、本割引は継続するものとします。<br>カ　当社は、次に該当する場合、本割引は終了したものとします。<br>（ア）　本割引の取扱いを受けているIP利用回線に係るビジネスコミュファ光電話契約の解除があったとき。<br>キ　月間累積利用料の額にアに規定する割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定にかかわらず、その端数は切り上げます。</td></tr>
<tr><td>(7) ctcモバイル契約者回線等への通信に対する定額料の適用</td><td>ア　当社は、当社が別に定める方法により契約者から請求があったときは、そのIP利用回線ごとに、ctcモバイル契約者回線等への通信に対する定額料の適用（その契約回線からctcモバイル契約者回線等への通信に関する通信料にかえて、そのIP利用回線に係る通信チャネルの数に下表に規定する1の通信料チャネルごとの定額料を乗じて得た額を適用する取扱いをいいます。以下この欄において「本定額適用」といいます。）を行います。
<table>
<tr><th>単　位</th><th>定額料</th></tr>
<tr><td>1の通信チャネルごとに月額</td><td>300円（330円）</td></tr>
</table>
イ　本定額適用に関する定額料は、そのIP利用回線に係る通信チャネルの数（料金月の末日時点（料金月の末日以外の日に本定額適用が終了した場合は、その日時点の数とします。）にアに定める定額料を乗じて得た額とします。<br>ウ　当社は、アに規定する申出があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、これを承諾します。<br>エ　本定額適用は、アに規定する申出につき当社が承諾した日（以下この欄において「承諾日」といいます。）の属する料金月の初日から開始することとし、その次料金月以降においても、契約者からの本定額適用の終了の申出がない限り、従前と同様の条件により、本定額適用は継続するものとします。<br>なお、承諾日において、ビジネスコミュファ光電話サービスの提供が開始されていない場合は、ビジネスコミュファ光電話サービスの提供開始日より本定額適用の提供を開始することとします。<br>オ　本定額適用の終了の申出があった場合は、申出があったことを当社がサービス取扱所において確認した日の属する料金月の末日までの間、本定額適用は継続するものとします。<br>カ　当社は、次に該当する場合、本定額適用は終了したものとします。<br>（ア）　本定額適用の取扱いを受けているIP利用回線に係るビジネスコミュファ光電話契約の解除があったとき。<br>キ　本定額適用を受けている契約者は、1の料金月を通じてctcモバイル契約者回線等への通信を全く行わなかった場合又は1の料金月の日数に満たない期間の利用の場合であっても、アに規定する定額料を支払っていただきます。<br>ク　定額料については、日割は行いません。<br>ケ　当社は、本定額適用を受けているそのIP利用回線からctcモバイル契約者回線等への通信について、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると判断した場合、そのIP利用回線について、本定額適用を廃止することがあります。この場合において、当社はこのことをあらかじめ契約者に通知します。<br>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。</td></tr>
</table>

| | |
|---|---|
| | コ　当社は、契約者が本定額適用を受けているIP利用回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、そのIP利用回線について本定額適用を廃止することがあります。 |
| (8) 相互接続番号案内に係る料金の適用 | ア　相互接続番号案内に係る料金額は、当社及び協定事業者のサービスの提供区間を合わせて当社が設定するものとし、2（料金額）オ（相互接続番号案内に係るもの）に定める額を適用します。<br>イ　相互接続番号案内に係る料金の免除に係る取り扱い及び相互接続番号案内に係る料金額の支払いを要しない場合の取り扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。 |

2　料金額

（1）オフネット通信に係るもの

ア　イ、ウ、エ、オ及びカ以外のもの

| 区　分 | 単　位 | 料金額 |
|---|---|---|
| オフネット通信のうちイ、ウ、エ、オ及びカ以外のオフネット通信に係るもの | 1音声通信につき180秒までごとに | 8円（8．8円） |

イ　携帯・自動車電話事業者への発信に係るもの

| 区　分 | 単　位 | 料金額 |
|---|---|---|
| オフネット通信のうち携帯・自動車電話事業者への発信に係るもの | 1音声通信につき60秒までごとに | 18円（19．8円） |

ウ　削除

エ　IP電話設備に係るもの

| 区　分 | 単　位 | 料金額 |
|---|---|---|
| オフネット通信のうちIP電話設備への着信に係るもの | 1音声通信につき180秒までごとに | 8円（8．8円） |

オ　相互接続番号案内に係るもの

| 区　分 | 単　位 | 料金額 |
|---|---|---|
| 相互接続番号案内に係るもの | 1の電話番号案内ごとに | 200円（220円） |

カ　災害用伝言ダイヤルサービスに係るもの

| 区　分 | 単　位 | 料金額 |
|---|---|---|
| 災害用伝言ダイヤルサービスに係るもの | 1音声通信につき180秒までごとに | 30円（33円） |

（2）　国際通信に係るもの

| 区　分<br>取　扱　地　域 | | 料金額<br>（1の通信ごとに、60秒までごとに） |
|---|---|---|
| アジア1 | シンガポール共和国、大韓民国、香港 | 20円 |
| アジア2 | 台湾、中華人民共和国、フィリピン共和国、マカオ | 30円 |
| アジア3 | インドネシア共和国、タイ王国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア | 48円 |
| アジア4 | インド、カンボジア王国、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦共和国、モンゴル国、モルディヴ共和国、ラオス人民民主共和国 | 80円 |

| | | |
|---|---|---|
| アジア5 | アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン･イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア･アラブ共和国、バーレーン国、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国 | ９０円 |
| アジア6 | 東ティモール | １２７円 |
| アジア7 | 朝鮮民主主義人民共和国 | １３０円 |
| アメリカ1 | アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）、カナダ | ８円 |
| アメリカ2 | アメリカ領ヴァージン諸島、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、サンピエール島・ミクロン島、プエルト・リーコ | ４０円 |
| アメリカ3 | アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルティニク | ３２円 |
| アメリカ4 | オランダ領セントマーチン、ガイアナ共和国、キューバ共和国、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ国、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、モンセラット | ９２円 |
| アメリカ5 | メキシコ合衆国 | ７８円 |
| アメリカ6 | フォークランド諸島 | ２３０円 |
| オセアニア1 | ハワイ | ８円 |
| オセアニア2 | オーストラリア、クリスマス島、グアム、ココス・キーリング諸島、サイパン、ニュージーランド | ４０円 |
| オセアニア3 | アメリカ領サモア、キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ツバル、トンガ王国、ニューカレドニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦 | ５６円 |
| オセアニア4 | トケラウ諸島、ニウエ、バヌアツ共和国 | ６４円 |
| オセアニア5 | ノーフォーク島、パプアニューギニア独立国 | ８０円 |
| オセアニア6 | ソロモン諸島、ナウル共和国 | １６０円 |
| ヨーロッパ1 | イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国 | ２２円 |

| | | |
|---|---|---|
| ヨーロッパ2 | アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、アンドラ公国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国 | 48円 |
| ヨーロッパ3 | アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、グルジア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ベラルーシ共和国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦 | 64円 |
| ヨーロッパ4 | モンテネグロ、コソボ共和国 | 142円 |
| アフリカ1 | アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国エスワティニ王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン | 72円 |
| アフリカ2 | アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、、コンゴ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国 | 90円 |
| アフリカ3 | ニジェール共和国、トーゴ共和国、南スーダン共和国 | 128円 |
| アフリカ4 | サントメ・プリンシペ民主共和国 | 257円 |
| インマルサット2 | インマルサットーM（インド洋）、インマルサットーM（大西洋西）、インマルサットーM（大西洋東）、インマルサットーM（太平洋） | 364円 |
| インマルサット3 | インマルサットーB（インド洋）、インマルサットーB（大西洋西）、インマルサットーB（大西洋東）、インマルサットーB（太平洋） | 308円 |

| | | |
|---|---|---|
| インマルサット4 | インマルサットーミニM／F（インド洋）、インマルサットーミニM／F（大西洋西）、インマルサットーミニM／F（大西洋東）、インマルサットーミニM／F（太平洋）、インマルサットBGAN | 250円 |
| インマルサット5 | インマルサットBGANHSD | 686円 |
| イリジウム | イリジウム | 378円 |
| スラーヤ | スラーヤ | 273円 |

第2表　工事に関する費用

第1　工事費

1　適用

<table>
<tr><th colspan="2">工事費の適用</th></tr>
<tr><td>(1) 工事費の算定</td><td>工事費は、工事を要することとなるサービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。</td></tr>
<tr><td>(2) 工事の適用区分</td><td>工事の適用区分は次のとおりとします。
<table>
<tr><th>工事の区分</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>ア　利用の開始に係る工事費</td><td>ビジネスコミュファ光電話サービスの利用開始に係る工事を要する場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>イ　光電話ゲートウェイに係る工事費</td><td>光電話ゲートウェイに係る工事が発生する場合に、1の装置ごとに適用します。</td></tr>
<tr><td>ウ　光電話スイッチに係る工事費</td><td>光電話スイッチに係る工事が発生する場合に、1の装置ごとに適用します。</td></tr>
<tr><td>エ　固定通信番号の登録等に係る工事</td><td>契約者からの請求があった場合、当社は固定通信番号の変更に係る工事を実施します。この場合、1の工事ごとに適用します。</td></tr>
<tr><td>オ　付加機能に係る工事</td><td>(ア) 付加機能の利用の開始、一時中断若しくは再利用の場合に適用します。<br>(イ) ビジネスコミュファ光電話サービスの利用開始に係る工事と追加チャネル機能、固定通信番号追加機能若しくはIP通信番号追加機能に係る工事を同日に行う場合、追加チャネル機能、固定通信番号追加機能若しくはIP通信番号追加機能に係る工事費の支払いを要しません。</td></tr>
<tr><td>カ　番号ポータビリティに係る工事</td><td>第64条（番号ポータビリティ）に関する登録に係る工事に適用します。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>(3) 工事費の減額適用</td><td>当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</td></tr>
</table>

2　工事費の額

| 工事の種類 | | 単　位 | 工事費の額 |
|---|---|---|---|
| 利用の開始に係る工事費 | | 1の工事ごとに | 1，000円（1，100円） |
| 光電話ゲートウェイに係る工事費 | 光電話ゲートウェイ（アナログインタフェース） | 1の装置ごとに | 8，000円（8，800円） |
| | 光電話ゲートウェイ（BRIインタフェース） | 1の装置ごとに | 8，000円(8，800円) |
| 光電話スイッチに係る工事費 | | 1の装置ごとに | 無料 |
| 固定通信番号の登録等に係る工事（番号変更手数料） | | 1の固定通信番号ごとに | 2，000円（2，200円） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 付加機能に係る工事 | (1) 発信者番号非通知機能 | 1設定ごとに | 無料 |
| | (2) 発信者番号表示機能（発信者番号表示サービス） | 1設定ごとに | 無料 |
| | (3) 非通知着信拒否機能（非通知着信拒否サービス） | 1設定ごとに | 無料 |
| | (4) 固定通信番号追加機能（追加番号サービス） | 1設定ごとに | 100円（110円） |
| | (5) 複数同時通信機能（追加チャネルサービス） | 1設定ごとに | 1，000円（1，100円） |
| | (6)転送電話機能（転送電話サービス） | 1設定ごとに | 無料 |
| | (7) 転送電話選択機能（転送電話選択サービス） | 1設定ごとに | 無料 |
| | (8)IP通信番号追加機能（０５０オプションサービス（固定）） | 1設定ごとに | 100円（110円） |
| | (9) 代表機能 | 1設定ごとに | 無料 |
| | (10) 番号情報送出サービス機能（ダイヤルイン） | 1設定ごとに | 無料 |
| 番号ポータビリティに係る工事（番号ポータビリティ工事費） | | 1の固定通信番号ごとに | 2，000円（2，200円） |

備考

1　上記の工事に伴い、引込柱以降において建柱、配管工事、管路工事又は管路引込み工事など特別な工事を要する場合には実費を支払っていただきます。

2　当社は、ビジネスコミュファ光電話の申込みをした契約者（ビジネスコミュファ光電話の申込みをした時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）のうち、ビジネスコミュファサービス契約約款、又はビジネスコミュファ VPN サービス契約約款に定める定期継続利用契約期間に係る料金の適用（ステップ割ビジネス）の申込みをした場合に限り、利用の開始に係る工事と光電話ゲートウェイに係る工事が同時に行われると当社が認めた場合であって、かつ、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合、光電話ゲートウェイに係る工事費を無料とします。

第３表　削除

第4表 手続きに関する料金

1 適用

| 区　　分 | 内　　容 |
|---|---|
| （1） 電話番号情報データベース登録費用 | 番号情報を NTT 西日本株式会社が設置する電話番号情報データベースに番号情報を登録する際に必要となる、登録に適用します。 |
| （2） 手続きに関する料金の減免適用 | 当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して、その手続きに関する料金の額を減額して適用することがあります。 |

2 料金額

| 種　　別 | 単　　位 | 料　金　額 |
|---|---|---|
| 電話番号情報データベース登録費用 | 1登録ごとに | 3,000 円（3,300 円） |

附則
（実施期日）
1　この約款は、平成２４年３月９日から実施します。ただし、ビジネスコミュファ光電話サービスの提供は平成２４年４月１日からとします。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、平成２４年５月１日から実施します。
（特例措置）
2　平成２４年５月１日から平成２４年５月３１日までにビジネスコミュファ光電話契約の申込みをし、平成２４年５月１日以降にサービスの提供を開始する契約者に限り、次の特例措置を実施します。
　ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。
（１）光電話ゲートウェイに係る工事費について、無償とします。
（確定債務への減額措置の適用）
3　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、平成２４年６月１日から実施します。
（特例措置）
2　平成２４年６月１日から平成２４年６月３０日までにビジネスコミュファ光電話契約の申込みをし、平成２４年６月１日以降にサービスの提供を開始する契約者に限り、次の特例措置を実施します。
　ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。
（１）光電話ゲートウェイに係る工事費について、無償とします。
（確定債務への減額措置の適用）
3　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1　この約款は、平成２４年７月１日から実施します。
（工事費の支払いに関する経過措置）
2　平成２４年７月１日から平成２４年９月３０日までにビジネスコミュファ光電話契約の申込みをし、平成２４年７月１日以降にサービスの提供を開始する契約者に限り、次の特例措置を実施します。
　ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。
（１）光電話ゲートウェイに係る工事費について、無償とします。
（２）光電話スイッチに係る工事費について、無償とします。
（３）付加機能に係る工事費について、無償とします。
（確定債務への減額措置の適用）
3　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、平成２４年１０月１日から実施します。
（特例措置）
2　平成２４年１０月１日から平成２４年１２月３１日までにビジネスコミュファ光電話契約の申込みをし、平成２４年１０月１日以降にサービスの提供を開始する契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。
（1）光電話ゲートウェイに係る工事費について、無償とします。
（2）光電話スイッチに係る工事費について、無償とします。
（3）付加機能に係る工事費について、無償とします。
（確定債務への減額措置の適用）
3 この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1 この改正約款は、平成25年1月1日から実施します。
（特例措置）
2 平成25年1月1日から平成25年3月31日までにビジネスコミュファ光電話契約の申込みをし、平成25年1月1日以降にサービスの提供を開始する契約者に限り、次の特例措置を実施します。
ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。
（1）光電話ゲートウェイに係る工事費について、無償とします。
（2）光電話スイッチに係る工事費について、無償とします。
（3）付加機能に係る工事費について、無償とします。
（確定債務への減額措置の適用）
3 この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1 この改正約款は、平成25年2月4日から実施します。
（確定債務への減額措置の適用）
2 この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1 この改正約款は、平成25年3月1日から実施します。
（確定債務への減額措置の適用）
2 この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1 この改正約款は、平成25年4月1日から実施します。
（特例措置）
2 平成25年4月1日から平成25年6月30日までにビジネスコミュファ光電話契約の申込みをし、平成25年4月1日以降にサービスの提供を開始する契約者に限り、次の特例措置を実施します。
ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。
（1）光電話ゲートウェイに係る工事費について、無償とします。
（2）光電話スイッチに係る工事費について、無償とします。
（3）付加機能に係る工事費について、無償とします。
（確定債務への減額措置の適用）
3 この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、平成２５年７月１日から実施します。
（特例措置）
2　平成２５年７月１日から平成２５年９月３０日までにビジネスコミュファ光電話契約の申込みをし、平成２５年７月１日以降にサービスの提供を開始する契約者に限り、次の特例措置を実施します。
ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。
（１）光電話ゲートウェイに係る工事費について、無償とします。
（２）光電話スイッチに係る工事費について、無償とします。
（３）付加機能に係る工事費について、無償とします。
（確定債務への減額措置の適用）
3　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、平成２５年１０月１日から実施します。
（特例措置）
2　平成２５年１０月１日から平成２５年１２月３１日までにビジネスコミュファ光電話契約の申込みをし、平成２５年１０月１日以降にサービスの提供を開始する契約者に限り、次の特例措置を実施します。
ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。
（１）光電話ゲートウェイに係る工事費について、無償とします。
（２）光電話スイッチに係る工事費について、無償とします。
（３）付加機能に係る工事費について、無償とします。
（確定債務への減額措置の適用）
3　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、平成２６年１月１日から実施します。
（特例措置）
2　平成２６年１月１日から平成２６年３月３１日までにビジネスコミュファ光電話契約の申込みをし、平成２６年１月１日以降にサービスの提供を開始する契約者に限り、次の特例措置を実施します。
ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。
（１）光電話ゲートウェイに係る工事費について、無償とします。
（２）光電話スイッチに係る工事費について、無償とします。
（３）付加機能に係る工事費について、無償とします。
（確定債務への減額措置の適用）
3　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、平成２６年１月３１日から実施します。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、平成２６年３月１日から実施します。
（確定債務への減額措置の適用）

2　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、平成２６年３月１７日から実施します。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、平成２６年４月１日から実施します。
（特例措置）
2　平成２６年４月１日から平成２６年６月３０日までにビジネスコミュファ光電話契約の申込みをし、平成２６年４月１日以降にサービスの提供を開始する契約者に限り、次の特例措置を実施します。
　ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。
（１）光電話ゲートウェイに係る工事費について、無償とします。
（２）光電話スイッチに係る工事費について、無償とします。
（３）付加機能に係る工事費について、無償とします。
（確定債務への減額措置の適用）
3　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、平成２６年６月１日から実施します。
　ただし、ctcモバイル契約者回線等への通信に対する定額料の適用は平成２６年７月１日から提供します。
（確定債務への減額措置の適用）
3　この改正約款実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、平成２６年１０月３１日から実施します。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、平成２７年１月１日から実施します。
（特例措置）
2　平成２７年１月１日から平成２７年３月３１日までにビジネスコミュファ光電話契約の申込みをし、平成２７年１月１日以降にサービスの提供を開始する契約者に限り、次の特例措置を実施します。
　ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。
（１）光電話ゲートウェイに係る工事費について、無償とします。
（２）光電話スイッチに係る工事費について、無償とします。
（３）付加機能に係る工事費について、無償とします。
（確定債務への減額措置の適用）
3　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、平成２７年２月１日から実施します。
（特例措置）
2　平成２７年２月１日から平成２７年３月３１日までにビジネスコミュファ光電話契約の申込みをし、平成２７年２月１日以降にサービスの提供を開始する契約者に限り、次の特例措置を実施します。
ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。
（１）初期・移転設定に係る工事費（光電話工事費）について無償とします。
（確定債務への減額措置の適用）
3　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、平成２７年４月１日から実施します。
（特例措置）
2　平成２７年４月１日から平成２７年６月３０日までにビジネスコミュファ光電話契約の申込みをし、平成２７年４月１日以降にサービスの提供を開始する契約者に限り、次の特例措置を実施します。
ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。
（１）光電話ゲートウェイに係る工事費について、無償とします。
（２）光電話スイッチに係る工事費について、無償とします。
（３）付加機能に係る工事費について、無償とします。
（確定債務への減額措置の適用）
3　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、平成２７年６月１日から実施します。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、平成２７年７月１日から実施します。
（特例措置）
2　平成２７年７月１日から平成２７年９月３０日までにビジネスコミュファ光電話契約の申込みをし、平成２７年７月１日以降にサービスの提供を開始する契約者に限り、次の特例措置を実施します。
ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。
（１）光電話ゲートウェイに係る工事費について、無償とします。
（２）光電話スイッチに係る工事費について、無償とします。
（３）付加機能に係る工事費について、無償とします。
（確定債務への減額措置の適用）
3　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、平成２７年９月１８日から実施します。
（移行）
2　この改正約款実施の際現に、当社がビジネスコミュファ光電話契約約款の規定により締結している次の表の左欄の契約のうち、当社が提供する電話サービスに相当する部分については、この改正約

款実施の日において、当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。

| | |
|---|---|
| ビジネスコミュファ光電話契約約款<br>メニュー2 | ビジネスコミュファギガ光電話契約約款<br>カテゴリー1 |
| ビジネスコミュファ光電話契約約款<br>メニュー3 | ビジネスコミュファギガ光電話契約約款<br>カテゴリー2 |

3　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施期日）

1　この改正約款は、平成27年10月1日から実施します。

（特例措置）

2　平成27年10月1日から平成27年12月31日までにビジネスコミュファ光電話契約の申込みをし、平成27年10月1日以降にサービスの提供を開始する契約者に限り、次の特例措置を実施します。
ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

（1）光電話ゲートウェイに係る工事費について、無償とします。

（2）光電話スイッチに係る工事費について、無償とします。

（3）付加機能に係る工事費について、無償とします。

（確定債務への減額措置の適用）

3　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施期日）

1　この改正約款は、平成27年12月22日から実施します。

（確定債務への減額措置の適用）

2　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施期日）

1　この改正約款は、平成28年1月1日から実施します。

（特例措置）

2　平成28年1月1日から平成28年3月31日までにビジネスコミュファ光電話契約の申込みをし、平成28年1月1日以降にサービスの提供を開始する契約者に限り、次の特例措置を実施します。
ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

（1）光電話ゲートウェイに係る工事費について、無償とします。

（2）光電話スイッチに係る工事費について、無償とします。

（3）付加機能に係る工事費について、無償とします。

（確定債務への減額措置の適用）

3　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施期日）

1　この改正約款は、平成28年3月18日から実施します。

附則

（実施期日）

1　この改正約款は、平成２８年７月１日から実施します。
（経過措置）
2　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、平成２９年１月１日から実施します。
（経過措置）
2　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、平成２９年４月１日から実施します。
（経過措置）
2　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、平成２９年５月３０日から実施します。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、平成２９年７月１日から実施します。
（経過措置）
2　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、平成３０年１月１日から実施します。
（経過措置）
2　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
附則
（実施期日）
1　この改正約款は、平成３０年５月１日から実施します。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、平成３０年１０月１０日から実施します。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、令和元年７月１日から実施します。
（経過措置）
2　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、令和元年8月1日から実施します。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、令和2年1月1日から実施します。
（経過措置）
2　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、2020年12月18日から実施します。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、2021年1月1日から実施します。
（経過措置）
2　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、2021年2月1日から実施します。
（経過措置）
2　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、2021年7月1日から実施します。
（経過措置）
2　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
附則
（実施期日）
1　この改正約款は、2021年7月20日から実施します。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、2021年12月3日から実施します。
2　削除

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、2022年8月10日から実施します。

附則

（実施期日）
1　この改正約款は、２０２３年１月１日から実施します。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、２０２３年７月１日から実施します。
（経過措置）
2　当社は、２０２３年７月１日をもってIP通信番号追加機能（０５０オプションサービス（固定））の新たな申し込みの受付を終了します。
3　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、２０２３年９月１日から実施します。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、２０２５年１月１４日から実施します。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、２０２５年４月１日から実施します。
（特定の電話番号への通信に係る経過措置）
2　当社は、この改正約款の実施の日から２０２６年３月３１日までの間、１７７への通信に関して、料金表第２表（通信料金）２料金額（１）アに定める料金を適用します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
3　この改正約款の際現に支払い、又は払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、２０２５年６月１日から実施します。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、２０２５年７月１日から実施します。
（その他）
2　２０２１年１２月３日から実施の附則２項中「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社」を「NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社」に改めます。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、２０２５年１２月１５日から実施します。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、２０２６年１月１日から実施します。
（経過措置）
2　この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光電話サ

ービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、２０２６年４月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
3　２０２１年１２月３日から実施の附則第２項について、「削除」に改めます。
4　２０２５年４月１日から実施の附則第２項中の「当社が別に定める期日」を「２０２６年３月３１日」に改めます。

附則
（実施期日）
1　この改正約款は、２０２６年７月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。